



御存じでしようか?
心配ごと相談所

年々複雑になる社会情勢に
公私を問わず、相談事業がふ
えていふと思われます。
このような状況から、心配
ごとをかゝえて社会的に苦し
んでいる個人や家族にたいし
生活維持のため、諸制度活用
の便宜をはかるため昭和四十
五年度から、心配ごと相談所
を開設しています。

この心配ごと相談所は、町
民のあらゆるなやみごとにた
いて生活するもの。立場か
ら相談に応じています。

児童手当受給者の方へ
午後一時より午後三時ま
で

受給者は毎年「六月一日から
六月三十日」までの間に、前
年の所得の状況およびその年
の六月一日現在における被用
者、非被用者別を届け出なけ
ればならないことになつてい
ます。

届出がないと手当が停止に
なることもありますので、必
ず期間内に住民課児童福祉係
へ提出して下さい。

試験期日
七月二十八日～二十九日
願書受付期間及場所
五月十七日～六月一日ま
で

県土木事務所建築係へ
鉄砲刀剣類登録証の交付
手数料がかかりました
(従前四百円)

※個人通知あり

なやみごとをもつてゐる人
は気軽にいで下さい。

1相談日
毎月十日、二十日の二回

2相談場所
役場分室 二階会議室

3相談時間
午後一時より午後三時ま

建築士の試験があります
昭和四十八年、二級建築士
試験日程が次のように決まり
ましたので受験希望者は土木
事務所建築係へ願書を提出し
てください。

図書のリクエスト
サービス開始

再交付手数料 二百円
(従前百円)

五月一日から

来春三月新規学卒者の
求人申込みはお早めに!!

五月一日からは

来春の学卒求人申込みを

により受付けいたします。

目に雇用計画を立てられ、
定所(求人係)にご相談くだ
さい。

い。

なさんの希望を取り入れたい
と思います。

新しい本や読みたい本があ
りましたら「図書リクエスト
用紙」を準備しましたので、
どしどしお申し込んださ

い。

よいた町だより 48.5.10発行

よいた

No. 83

5月号

町だより 与板町長川上文平書

昭和48年5月10日 ■発行／与板町（代表者与板町長川上文平） ■編集 与板町だより編集委員会



とじて保存して下さい

五月の空は.....

このきれいな空をいつまでも

5月の空は、そよ吹く風もさわやかに、野も山も緑一色に染めあげられ、まぶしいほどの日の光は、陽気の不安定だった4月とちがつて、やつぱり初夏を思わせる季節となりました。

朝、窓辺や軒先のあたりで鳴く小鳥の声、とびまわるすがた、このすがすがしい景色は、一度こわしてしまうと再びよみがえらせることがむずかしい。

ひとり与板だけが、ひとり自分だけがどんなにがんばつても無理なことかも知れないが、ひとりひとりのさゝやかな愛情が小鳥を、自然を守る最も強い力となるのです。

人口の動き

4月30日現在

()は3月末との比較	
人口	7,864人 (- 4人)
男	3,800人 (- 4人)
女	4,064人 (+ 0人)
世帯	1,794 (+ 5)
出生	6人
転入	57人
職業消除	1人
死亡	7人
転出	59人

体をきたえよう	社会教育の方向	3
結核対策特別表彰受賞	4	3
子供を水から守る運動	4	3
野犬狩りのお知らせ	3	3
新民生委員は	4	2
ギャンブルと税金	5	2
与板のたからもの	5	2
ボストコーナー	5	2
保健衛生だより	6	2
おしらせ	6	2

おもな内容は



ポストコーナー

絵はがきの郵便料金にご注意を
春の観光シーズンを迎え、絵はがきを利用されるときは、次のことについてください。

大型絵はがきの場合

私製の通常はがきの条件は次のとおりです
1.長辺(14~15種)短辺(9~10.7種)以内の長方形の紙
2.官製はがきと同等以上の紙質および厚さ
3.2メートル以上6メートル以内の重量。
4.表面の色彩は、白または官製はがきと同等か淡い色。
5.表面に「郵便はがき」または、これに相当する文字を表示したもの。

絵はがきの中には、この規格をこえる大型のものも見受けられ「はがき」として取り扱わないで、普通の手紙と同じ料金になつているものがあります。

風景スタンプの場合
「普通の絵はがきとして出したのに郵便料金が不足していた」という場合がありますがこの場合、ほとんどが、はがきの表面に押したスタンプや、通信文が、表面の記載可能な部分(たて書きは下半分、横書きは左側半分)をこえたためです。

絵はがきの表面にスタンプを押したり通信文を書いたりする場合は、じゆうぶんご注意ください。

最近は、ちょっととした競馬ブームで、重賞レースともなると、競馬場へ通じる道路はたいへん交通渋滞になつて「あすのレースはなるべく電車でおかけください」といつた新聞広告もよくみかけます。

ところで、競馬で大穴を当たった時、税金との関係はどうなります。どうやら競馬や競輪の払いもどし金やクイズの賞金などは、一時所得となり所得の対象になります。

一時所得は、収入から、そ

* * 税金のはなし * *

ギャンブルと税金

の収入をあげるために支出した費用を差引き、さらに一時所得の特別控除額四〇万円を差引き、残りの二分の一に税金がかかります。この場合、その収入をあげるために支出した費用といふのは、その収入をあげるために直接使つた費用だけをさします。一時所得などと通算することはできません。

得の収入から収入をあげるた

めに支出した必要経費を差し引いた結果、赤字になつた場合でもその赤字は、ほかの所

得たとえば給与所得や事業所得などと通算することはできません。

テレビのコンテストや雑誌のクイズなどに応募して賞をもらおうとき、現金ばかりではなく品物をもらうことがあります。品物でもらつた時の収入は、通常の小売価格の六〇%相当額で評価します。ただし、宝石や貴金属・書画・美術工芸品などは、受取る時の価値で評価します。また商品券やギフトチケットなどは券面金額によります。

このような一時所得があつたときは、ほかの所得と合計して、翌年の二月十六日から三月十五日までの間に、確定申告をしなければなりません。

なお、宝くじの当せん金も

一時所得ですが、これは「当せん金付証票法」によつて所

得税はかかることがあります。

申告をしなければなりません。

しかしながら委嘱されました。

生活の問題や、家族関係、

又は老人、児童の問題などを

おもちの方は地区担当の民生委員にご相談下さい。

新任委員および、増員によつて変更になつた担当地区は次のとおりです。

子どもの水から守る運動



その事故で、県内でも昭和四十五年から昭和四十七年まで二十一件にも達しています。一とくによち歩きの幼児が年々増え、全水死事故に占める割合は國のとおり三分の一をこえています。

これは保護義務者の不注意によるものが圧倒的で大きな社会問題と言わなければなりません。

新潟県ではこの季節に、「子供を水から守る運動」と

この運動は関係機関だけでなく地域住民のひとりひとりが積極的に参加し協力してこそ、はじめて成果があるも

のであります。

運動の重点目標

。幼児に対する保護監督の徹底

。家庭周辺における危険個所の点検と整備

。水泳禁止区域および水泳指定区域の周知徹底

。児童、生徒に対する水泳指導の強化

毎年子どもの水死事故は、その跡をたゞず、四月から六月にかけてはめだつてふえているのが現状で、そのほとんどがちよつとしたときに発生しています。

海や川はもちろんですが危

険を忘れているような所、沼

とか防火用水、又は庭の池な

ど、中で意外に多いのが浴

です。

与板町でも学校、関係機関団体等の協力を得てこの運動に参加して子どもの水死事故を未然に防止したいと思います

です。

して広く危険防止を呼びかけることになりました。交通事故に対する住民の関心はたかまつてきましたが、水死事故

についてはまだ低いよう

です。

そこで、もしも危険な水辺で

遊んでいたら一声注意を

するよう心がけて下さ

い。

これらの方に充分注意して悲

惨な事故の起き年令に応じた水に対する正しい認識をもたらす

だけではなく年令に応じた水に対する正しい認識をお願い

いたします。

これらの点に皆様の格別のご協力を

おもてなさい。町民の格別のご協力を

おもてなさい。年令に応じた水に対する正しい認識をもたらす

だけではなく年令に応じた水に対する正しい認識をもたらす

だけではなく